**○総務省告示第二十九号**

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第三条第二項の規定に該当しなくなったことにより政党でなくなったので、同法第七条の二第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年二月十三日

総務大臣　山本　早苗

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 政党でなくなった年月日 |
|---|---|---|
| 生活の党 | 小沢　一郎 | 二六、一二、一四 |

**○総務省告示第三十号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年二月十三日

総務大臣　山本　早苗

(一)　政党

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 異動年月日 |
|---|---|---|
| 太陽の党 | 代表者の氏名　園田　博之 | 二七、一、八 |
| 民主党 | 代表者の氏名　濵﨑　博<br>岡田　克也<br>海江田万里 | 二七、一、一九 |

(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 異動年月日 |
|---|---|---|
| 生活の党 | 新　国会議員関係政治団体<br>旧　国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 二六、一二、一七 |
| 生活の党と山本太郎となかまたち | 新　国会議員関係政治団体<br>旧　国会議員関係政治団体 | 二六、一二、二六 |

**○総務省告示第三十一号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第五項において準用する同条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十七年二月十三日

総務大臣　山本　早苗

政党

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|---|---|---|---|---|
| 生活の党と山本太郎となかまたち | 小沢　一郎<br>佐藤　公治 | 東京都千代田区永田町二―一二―八 | | 二六、一二、二六 |

| （支部の数） | （支部の名称） | （主たる事務所の所在地） | （主たる活動区域） |
|---|---|---|---|
| 五一 | 生活の党と山本太郎となかまたち総支部連合会 | 青森県青森市大字大野字前田六二―九 | 青森県<br>○（一以上の市町村の区域等を単位として設けられた支部） |
| | 生活の党と山本太郎となかまたち青森県参議院選挙区第1総支部 | 青森県青森市大字大野字前田六二―九 | 青森県<br>○ |
| | 生活の党と山本太郎となかまたち岩手県参議院選挙区第1総支部 | 岩手県盛岡市大通三―一―二四 | 岩手県<br>○ |
| | 生活の党と山本太郎となかまたち岩手県第1区総支部 | 岩手県盛岡市大通三―一―二四 | 衆議院岩手県第1区<br>○ |
| | 生活の党と山本太郎となかまたち岩手県第2区総支部 | 岩手県久慈市八日町二―八 | 衆議院岩手県第2区<br>○ |
| | 生活の党と山本太郎となかまたち岩手県第4区総支部 | 岩手県奥州市水沢区袋町二―三八 | 衆議院岩手県第4区<br>○ |
| | 生活の党と山本太郎となかまたち岩手県参議院選挙区第1総支部 | 岩手県滝沢市鵜飼向新田七―六一 | 岩手県<br>○ |
| | 生活の党と山本太郎となかまたち岩手県参議院選挙区第2総支部 | 岩手県北上市川岸二―一二―二三 | 岩手県<br>○ |
| | 生活の党と山本太郎となかまたち岩手県比例区第2総支部 | 岩手県大船渡市盛町字二本枠八―一二 | 全国<br>○ |
| | 生活の党と山本太郎となかまたち衆議院東北ブロック比例区第1総支部 | 福島県福島市荒井中町裏三五―五 | 衆議院比例代表東北選挙区<br>○ |
| | 生活の党と山本太郎となかまたち埼玉県第10区総支部 | 埼玉県坂戸市薬師町一一―一 | 衆議院埼玉県第10区<br>○ |
| | 生活の党と山本太郎となかまたち衆議院北関東ブロック比例区第1総支部 | 埼玉県坂戸市薬師町一一―一 | 衆議院比例代表北関東選挙区<br>○ |
| | 生活の党と山本太郎となかまたち千葉県総支部連合会 | 千葉県市原市姉崎海岸二七 | 千葉県<br>○ |